

周南市体育館施設分類別計画



平成31(2019)年3月
(令和5(2023)年3月改訂)
周南市

目 次

第1章 本計画の目的	1
第2章 施設の設置目的と経緯.....	1
第3章 対象施設の一覧.....	1
第4章 施設の現状.....	3
第5章 施設を取り巻く状況と課題	9
第6章 今後の施設の方向性	10
第7章 計画期間.....	12
参考資料	13

第1章 本計画の目的

周南市体育館施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市のスポーツ・レクリエーションの場となる室内施設（以下、「体育館」という。）について、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

体育館は、「周南市体育施設条例」に定める、スポーツの振興を図ることを目的とした「スポーツ施設」と、学び・交流プラザ（交流アリーナ）のように、市民の主体的な学習活動を推進するとともに、幅広い世代の市民が集い、交流を深めることにより、まちづくりを实践する人を育み、人とまちの活性化に寄与することを目的とする「教育文化施設」に分類され、その規模や機能も様々です。

また、体育館には、総合スポーツセンターのようにスポーツコンベンションの拠点施設として市外・県外からの利用者もあり、賑わいの創出や地域経済の活性化に寄与している施設がある一方で、地区体育館のように、学校施設であったものを市民の誰もが利用できるよう目的を見直した施設もあります。

各体育館は、地域のスポーツクラブ、学校の部活動やスポーツ少年団など、様々な人に利用されており、バスケットボールやバレーボール、バドミントン、卓球、ハンドボール等の練習や大会が行えるよう用具・器具を備えています。

第3章 対象施設の一覧

本計画の対象となる施設及び施設の位置は次のとおりです。

図表1 対象施設の一覧

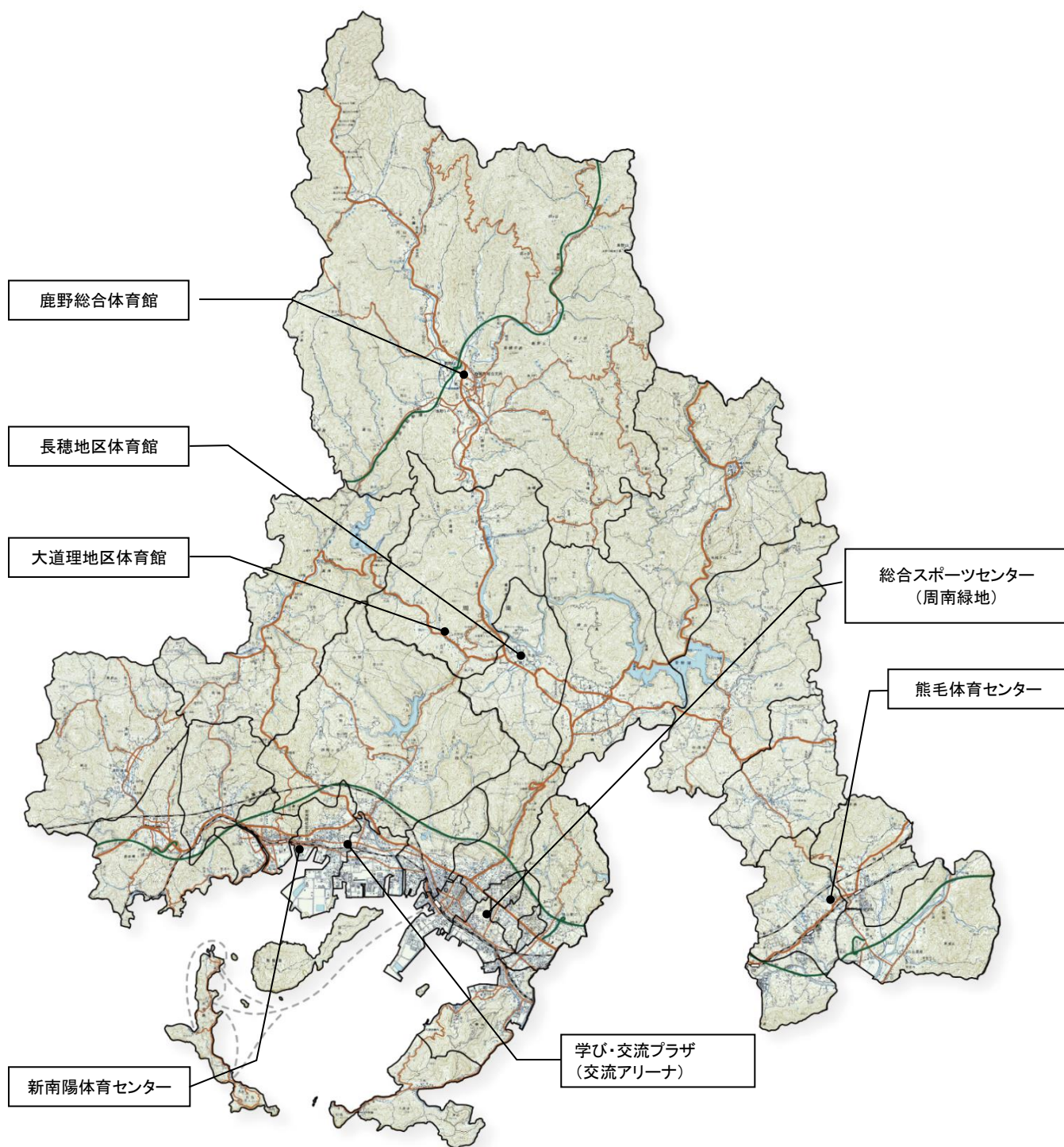
No.	施設名	所在地	地域	利用圏域	所管課
1	総合スポーツセンター(周南緑地)	大字徳山10427	遠石	広域	文化スポーツ課
2	新南陽体育センター	港町5-44	福川	準広域	文化スポーツ課
3	熊毛体育センター	大字呼坂10009-71	勝間	準広域	文化スポーツ課
4	鹿野総合体育館	大字鹿野上3028-1	鹿野	準広域	文化スポーツ課
5	大道理地区体育館	大字大道理1334-1	大道理	地域	文化スポーツ課
6	長穂地区体育館	大字長穂1691	長穂	地域	文化スポーツ課
7	学び・交流プラザ(交流アリーナ)	中央町4番10号	富田西	広域	生涯学習課

総合スポーツセンター内にある弓道場については、改訂前は「周南市武道館施設分類

別計画」の対象施設としていましたが、総合スポーツセンターの構成施設のため、今後は本計画で一体的に検討することとします。

学び・交流プラザは、複合施設として「周南市学び・交流プラザ施設分類別計画」を策定しますが、同じ施設分類における計画も必要であることから、引き続き、交流アリーナを本計画の対象施設とします。

図表 2 施設位置図



第4章 施設の現状

(1) サービスの現状

各体育館施設の主な構成施設及び設備は次のとおりです。

図表3 各施設の主な構成施設・設備

施設名	管理形態	主な構成施設	主な設備
総合スポーツセンター(周南緑地)	指定管理	・メインアリーナ	・ハンドボール:2面 ・バレーボール:4面 ・バスケットボール:3面 ・バドミントン:15面
		・多目的ホール	・バレーボール:3面 ・バスケットボール:2面 ・バドミントン:8面 ・柔道:4面 ・剣道:6面
		・弓道場	・近的:10人立/遠的:6人立
		・会議室 ・健康ルーム ・カルチャールーム	
		・空調設備 ・放送設備 ・仮設ステージ	
新南陽体育センター	指定管理	・アリーナ	・バレーボール:2面 ・ミニバスケットボール:2面 ・バスケットボール:1面 ・バドミントン:3面
熊毛体育センター	指定管理	・アリーナ	・バレーボール:2面 ・ミニバスケットボール:2面 ・バドミントン:6面 ・テニス:1面
		・更衣室2 ・倉庫2	
鹿野総合体育館	指定管理	・アリーナ	・バレーボール:3面 ・バスケットボール:2面 ・バドミントン:8面 ・テニス:2面
		・トレーニング室 ・柔剣道場 ・会議室2 ・更衣室2	
		・ステージ ・器具庫 ・倉庫 ・放送室	
大道理地区体育館	直営	・アリーナ	
長穂地区体育館	直営	・アリーナ	
学び・交流プラザ(交流アリーナ)	直営	・交流アリーナ	・バレーボール:2面 ・バスケットボール:2面 ・バドミントン:8面 ・テニス:2面
		・器具庫 ・倉庫 ・音響設備	

総合スポーツセンターは、周南緑地内にあり、メインアリーナや多目的ホール、弓道場、会議室、健康ルーム、放送設備等を備え、本市のスポーツコンベンションの拠点とな

る施設です。

高速道路のインターチェンジや国道2号、JR徳山駅からのアクセスが良く、全国規模の大会やプロリーグなどが毎年開催されています。また、平成21(2009)年には本市で初めてネーミングライツ制度を導入した施設です。

利用者数は、平成28(2016)年度の年間利用者数35万人をピークに、大規模イベントの中止や令和元(2019)年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響による施設の休館、大会・イベントの中止、無観客での大会開催や規模の縮小等により、大幅に減少しています。

新南陽体育センターは、昭和60(1985)年に勤労者の福利厚生を目的として独立行政法人雇用能力開発機構が整備し、平成14(2002)年に旧新南陽市が購入した施設です。企業の工場や営業所等が多い場所に立地しており、主に地域住民やスポーツ少年団の練習などに利用されています。

利用者数は平成25(2013)年度の22,947人をピークに減少傾向にありました。令和元(2019)年度以降は、新型コロナの影響による施設の休館、感染防止のための利用控えなどにより、大きく減少しています。

熊毛体育センターは、地域住民による利用のほか、ハンドボールの大会・練習、市内のバドミントン、ソフトバレーボールなどの大会会場としても利用されています。高速道路のインターチェンジにも近く、国道2号の沿線という交通条件の良さから、市内に限らず市外からの利用者も多い施設です。新型コロナウイルス感染症の影響で、令和元(2019)年度以降、利用者数は減少しています。

鹿野総合体育館は、地域住民による利用のほか、高速道路のインターチェンジに近いことから、県内外からの利用もあります。フットサルの県大会やリーグ戦、社会人バスケットボールリーグ、市のバレーボール大会などの会場になっています。

利用者数は平成28(2016)年度の24,360人をピークに減少傾向にありました。新型コロナウイルス感染症の影響で、令和元(2019)年度以降、利用者数は大きく減少しています。

大道理地区体育館は、地域住民以外の利用も多く、平成30(2018)年度は年間1,800人の利用がありましたが、令和元(2019)年以降、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者数は減少傾向にあります。

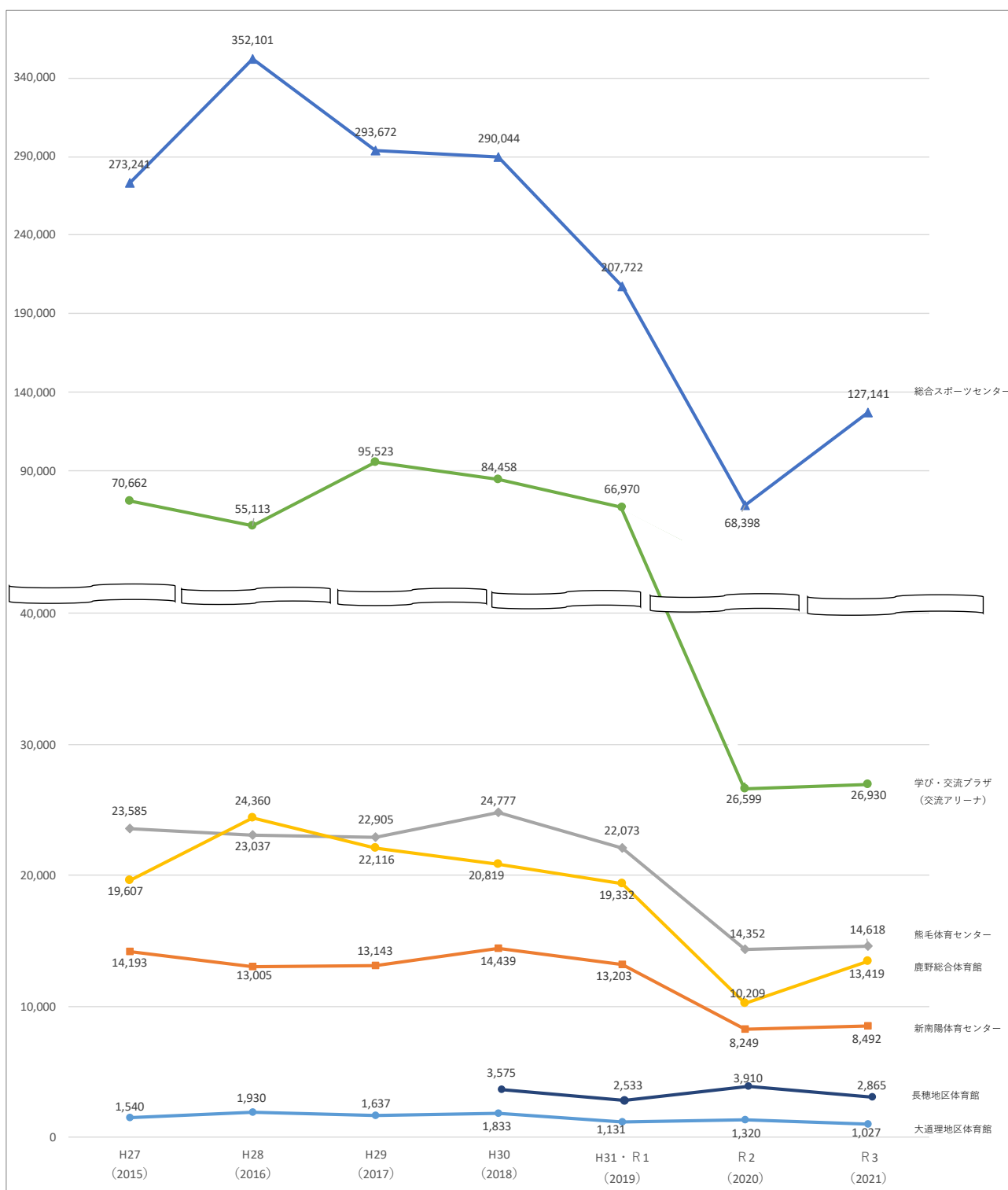
長穂地区体育館は、旧長穂小学校の体育館を平成30(2018)年度から地区体育館として供用開始した施設です。市街地から比較的近いこともあり、地区の住民だけでなく、地区外の住民やスポーツ少年団の利用も多い施設です。利用者数は、地区の行事があったため一時的に増加した令和2(2020)年度以外は、ほぼ横ばいの状態です。

学び・交流プラザの交流アリーナは、地域住民のスポーツ活動のほか、部活動や市民スポーツ競技団体による大会などに利用され、物産展会場としても用いられています。

大会や団体の専用使用の予約が無い場合には、市民のレクリエーションに使用(一般開放)されています。交流アリーナの利用状況は、令和元(2019)年度までは約6~9万人の利用がありましたが、令和2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で

約 27,000 人に減少しています。

図表 4 各施設の利用者数の推移



※長穂地区体育館は平成 30(2018)年度からスポーツ施設として供用開始

※新型コロナウイルス感染症対策のために休館した期間

令和 2(2020)年 4 月 6 日～5 月 24 日、令和 3(2021)年 8 月 31 日～9 月 26 日、
令和 4(2022)年 1 月 14 日～2 月 20 日

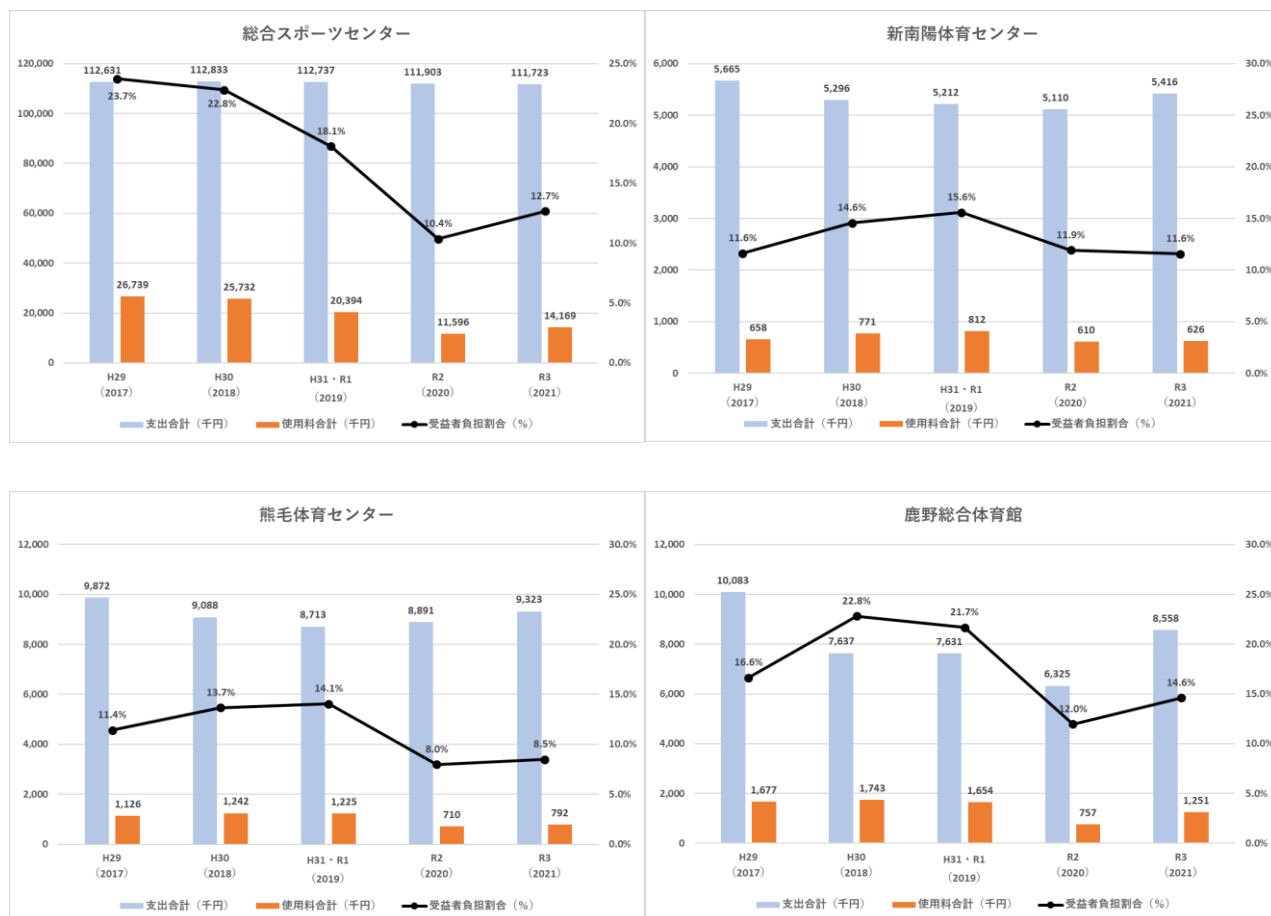
各施設の使用料収入と運営に係る経費、受益者負担割合（経費に対する使用料の割合）の推移は、次のグラフのとおりです。令和元（2019）年度以降はコロナ禍で大幅に利用者数が減少したため、使用料収入も減少しています。

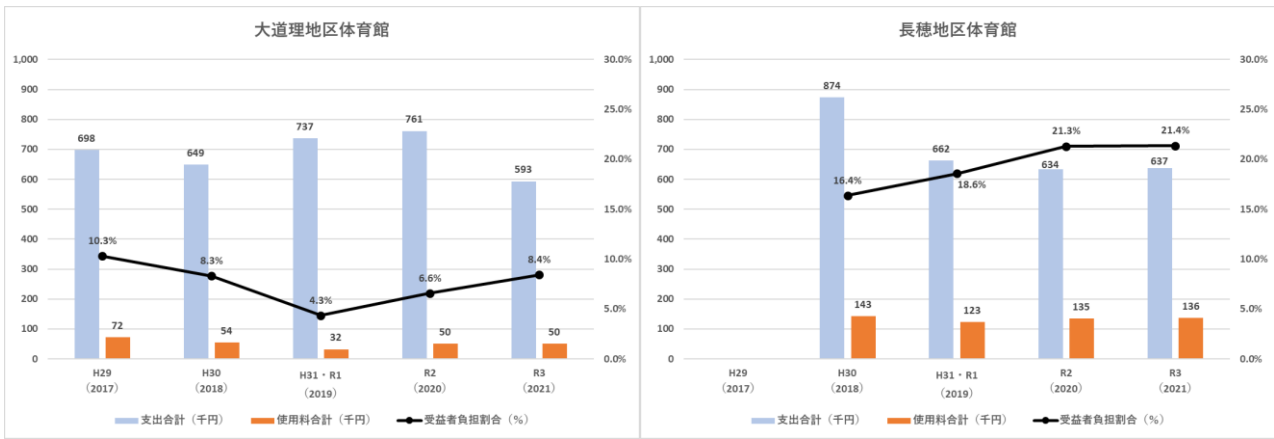
施設全体では、年間の支出合計が約 133,000 千円～139,000 千円に対し、使用料収入の合計は平成 29（2017）年度は 30,272 千円、令和 3（2021）年度は 17,024 千円です。

いずれの施設も受益者負担割合が 30%に満たない状況です。新型コロナウイルス感染症の影響もありますが、令和 3（2021）年度の受益者負担割合は、長穂地区体育館（21.4%）以外はいずれも 20%を切っています。（総合スポーツセンター：12.7%、新南陽体育センター：11.6%、熊毛体育センター：8.5%、鹿野総合体育館：14.6%、大道理地区体育館：8.4%）

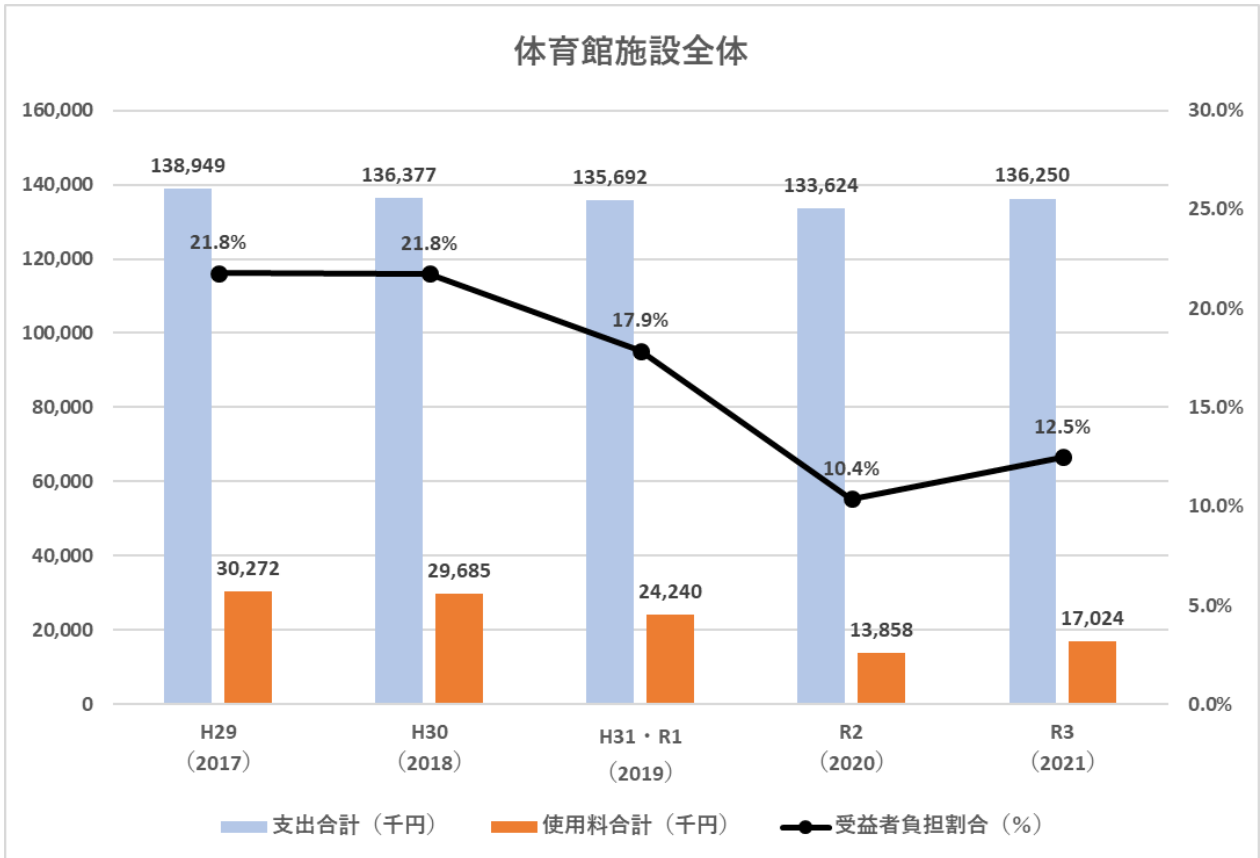
- * 長穂地区体育館はスポーツ施設として供用開始した平成 30(2018)年度以降について表示しています。
- * 学び・交流プラザ(交流アリーナ)については、「周南市学び・交流プラザ施設分類別計画」において施設全体の運営コストを記載しています。【「周南市学び・交流プラザ施設分類別計画」参照】
- * 支出合計には、当該年度に限り支出した工事費等は含んでいません。
- * 支出のうち、複数の施設に係る経費については、利用者数で案分しています。
- * 使用料収入には、当該施設の使用料のみを集計しています。（目的外使用料、国や県からの補助金等は含んでいません。）

図表 5-1 各体育館の使用料収入及び運営コストの推移





図表 5-2 使用料収入及び運営コストの推移(6施設の合計)



(2) 建物の現状

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料 1】として添付します。

図表 6 建物の現状一覧

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物													
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用年 数	法定耐用 年数	耐震性	R4自主点 検結果	バリアフリー の状況	ハザードマップの状況						
								総合劣化度	対応	該当	土砂	洪水	高潮	津波		
1	総合スポーツセンター(周南緑地)	13054.18	13054.18	1992	RC /47年	未経過	新耐震	43.70	全部対応	なし						
2	新南陽体育センター	1064.02	1052.42	1984	RC /47年	未経過	新耐震	50.50	全部対応		警			0.5~1m		
3	熊毛体育センター	1649.60	1649.60	1983	RC /47年	未経過	新耐震	55.20	全部対応	なし						
4	鹿野総合体育館	3903.66	3849.68	1989	RC /47年	未経過	新耐震	46.20	全部対応	なし						
5	大道理地区体育館	912.12	911.12	2004	RC /47年	未経過	新耐震	26.80	全部対応		警					
6	長穂地区体育館	801.24	800.24	1991	RC /47年	未経過	新耐震	44.00	全部対応	なし						

* 自主点検は毎年実施

* 構造・・・RC(鉄筋コンクリート造)

* 法定耐用年数・・・減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)において、構造や用途によって記載のもの

* 土砂・警・・・警戒区域、土砂・特・・・特別警戒区域、洪水・河・・・河岸浸食、洪水・氾・・・氾濫流

総合スポーツセンターは、設置後 30 年が経過し、外壁の剥離や屋根の亀裂が見られ、設備や備品にも不具合が生じています。平成 29 (2017) 年度にエレベーター改修工事を行い、平成 30 (2018) 年度から健康ルームや主催者室、講座室等のパッケージエアコンの改修工事を実施しました。令和 4 (2022) 年度には、多目的ホールの床研磨工事と給湯ボイラーの改修工事を実施しました。また、令和 5 (2023) 年度にかけてメインアリーナなどのセントラル空調の改修工事を実施予定です。

災害時の避難所であり、バリアフリーに対応した施設となっています。

新南陽体育センターは、設置後 40 年近くが経過しています。施設・設備ともに経年劣化による老朽化が進んでおり、天井の雨漏りや床や壁面などにひび割れ等の劣化が見られます。またバスケットゴールなどの備品も老朽化により不具合が生じています。

熊毛体育センターは、昭和 59 (1984) 年に設置した施設で、災害時の避難所になっています。天井の雨漏りや壁面のひび割れ等、施設の劣化が見られます。

鹿野総合体育館は、平成元 (1989) 年に設置した施設で、平成 30 (2018) 年には屋根の改修工事を実施しました。また、施設が避難所となっていることなどから、トイレの洋式化の要望があります。

大道理地区体育館は、平成 17 (2005) 年に学校の屋内体育館として設置し、平成 27 (2015) 年に市民の誰もが利用できるように利用目的をスポーツ施設に変更した施設です。排水槽のポンプや誘導灯のバッテリーなど、設備の不具合が生じてきています。災害時には避難所として位置付けられています。

長穂地区体育館は、平成4（1992）年に学校の屋内体育館として設置した施設で、平成30（2018）年にスポーツ施設に利用目的を変更しました。設置から30年経過しているため、屋根の劣化による雨漏り、外壁の亀裂や内壁の剥がれ、電気設備の不具合等が生じています。また、災害時の避難所としても位置付けられています。

学び・交流プラザは、交流アリーナをはじめ、様々な施設の機能を同一の建物に複合化した施設で、建物としては一棟であるため、建物の現状については、「周南市学び・交流プラザ施設分類別計画」に記載しています。

第5章 施設を取り巻く状況と課題

(1) サービスの状況と課題

令和3（2021）年度に改訂した「周南市スポーツ推進計画」では『「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で、生涯にわたりスポーツ活動に親しむことができるまちづくり』を基本理念とし、市民一人ひとりがスポーツに親しみ、楽しむことができる社会の実現を目指しています。また、「スポーツ活動の推進」「スポーツ環境の充実」「スポーツ交流の推進」の3つを基本方針に掲げ、それぞれの方針に沿って施策を推進しています。

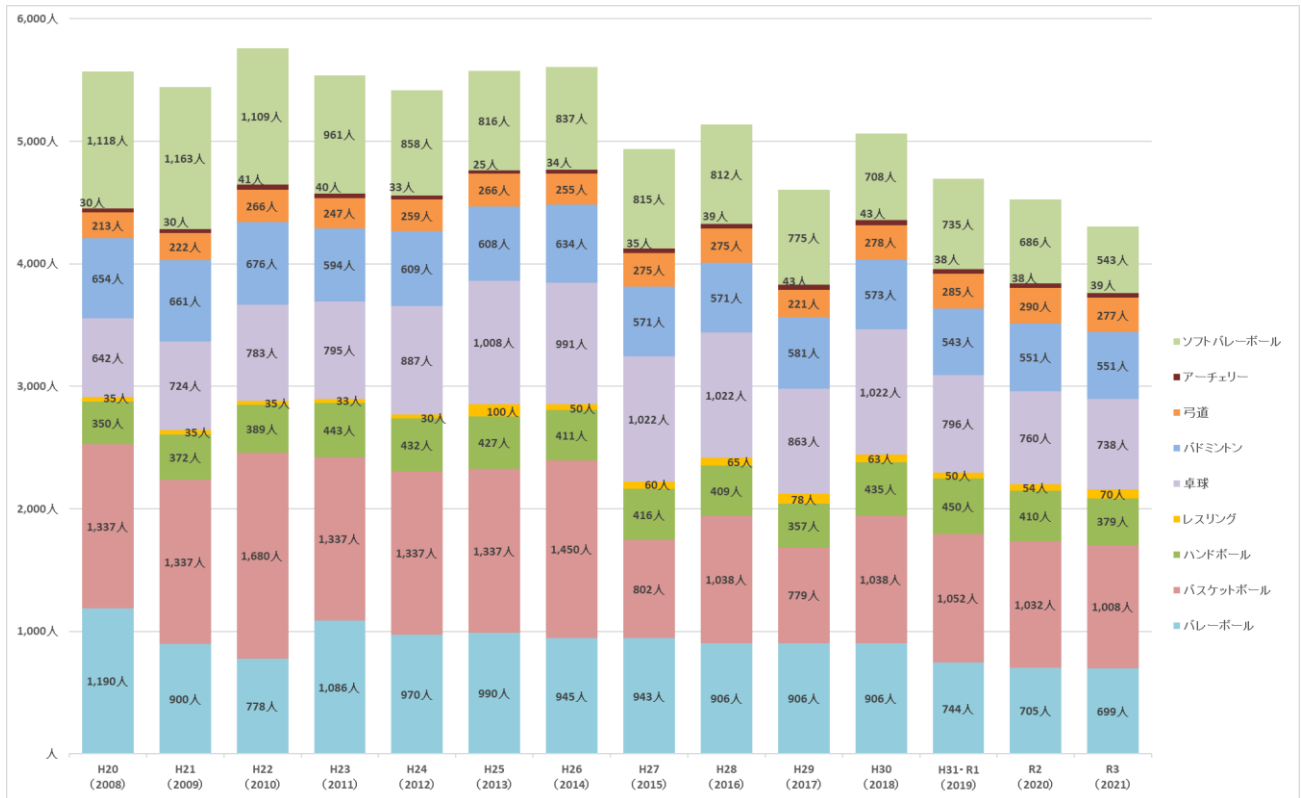
このうち、基本方針2の「スポーツ環境の充実」においては、バリアフリーやライフサイクルコストに配慮したスポーツ施設の計画的な改修による適切な維持管理と身近なスポーツ活動場所の提供に努めることとしています。

令和2（2020）年の国勢調査では本市の人口が約13万8千人で、5年前の前回調査より約7千人減少しています。また、国立社会保障・人口問題研究所によると、今後も本市の人口は減少し、少子高齢化が進むと推測されています。

人口減少に伴い、スポーツ団体の登録者数も減少しています。今後の人口推計なども考えると、スポーツ施設利用者数の減少傾向は続いていくものと推測されます。

令和元（2019）年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響による各種大会やイベントの中止、規模の縮小、利用団体の活動自粛、市からの施設の休館指示などで、どの施設も利用者数が減少していましたが、令和3（2021）年度以降は、少しずつ回復傾向にあります。

図表 7 競技別スポーツ団体登録者数の推移(屋内競技)



(2) 建物の状況と課題

体育館には、屋根、壁面、床面などの躯体部分だけでなく、給排水設備、照明設備、トイレ、運動器具、放送設備、空調設備など、様々な付帯設備があります。様々な年齢層の市民が、スポーツ活動という日常生活よりも激しい活動を行う場であり、より一層の安全確保が必要とされています。また、他自治体では、アリーナの床面の劣化による事故や、バスケットゴール等の設備の不具合による事故などが発生しており、日常点検も含め、適切な維持管理・点検を実施し、緊急性・安全性等を総合的に判断しながら優先順位を付けて対応していく必要があります。

大半の施設において、照明器具がLED化に対応しておらず、今後計画的な改修が必要です。また、大道理地区体育館と学び・交流プラザ（交流アリーナ）以外の施設はいずれも築30年以上経過しており、老朽化による不具合が生じています。

第6章 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

次に、施設の築年数に応じて、次のとおり、今後10年以内に優先的に取り組むべき施設を検討します。

- ① 建築後 60 年以上の施設の優先度は、A（非常に高い）
- ② 建築後 30 年以上、60 年未満の施設の優先度は、B（高い）
- ③ 建築後 10 年以上、30 年未満の施設の優先度は、C（比較的高くない）
- ④ 建築後 10 年未満の施設の優先度は、D（高くない）

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などを数値化し、施設の方向性を一律に導き出すものであり、最終的な判断・決定にあたっての材料とします。

一次評価を実施したところ、大道理地区体育館については「多目的化」と「受益者負担の見直し」、他の施設は全て「受益者負担の見直し」となりました。

大道理地区体育館の「多目的化」については、優先度が比較的高くないため、今後必要に応じて検討することとします。受益者負担については、第 4 次行財政改革大綱に基づき、算定根拠の定期的な検証や、必要に応じた減免基準の見直し、施設の維持費やサービスの提供コスト等を使用料の算定根拠に適切に反映させているかを定期的に検証し、適正化を図ります。

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料 2】として添付します。

(2) 総合評価

1) 基本的な考え方

本市にある体育館は、総合スポーツセンターのように大規模大会を誘致できる設備・機能を持っているため、スポーツコンベンションの拠点施設として市外・県外からの利用者もあり、賑わいの創出や地域経済の活性化に寄与している施設がある一方で、大道理地区体育館など、学校施設であったものを市民の誰もが利用できるような目的を見直した身近なスポーツ活動の場となる地区体育館のような施設もあります。

コスト面を考えると、体育館は施設の規模が大きいため、建物の維持管理、運営に係るコストが大きだけでなく、施設内の設備や備品等も維持管理にコストがかかります。加えて、競技のルール改訂に伴う設備等の更新や、安全面やルール面から一定の基準や規程を満たす必要や高い機能性を求められ、コストが割高となります。

また、体育館の大半が避難所としての役割も併せ持つため、耐震化やバリアフリー化、トイレや空調の機能も必要とされます。

一方、人口減少やスポーツ団体登録者数の減少等を踏まえると、今後利用者数の増加は見込まれず、施設を現状どおり維持していくためには、財政負担の増加が想定されず。

以上のことから、スポーツコンベンションの核となる施設については、計画的に改修を行い、P F I 方式の維持管理・運営により利用者の増加を図っていきます。また、利用圏内に類似施設や代替可能施設がある場合は、今後大規模改修が必要となった際に、施設の集約化や統廃合を検討します。

全ての施設において、算定根拠の定期的な検証や、必要に応じた減免基準の見直しを

行い、受益者負担の適正化に取り組みます。

2) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

- ・総合スポーツセンターは、長寿命化に向け、法定耐用年数を超える 60 年を使用目標年数とし、令和 5（2023）年度開始予定の P F I 事業において、外壁・屋根・施設照明の L E D 化等の大規模改修工事を実施する予定としています。併せて、空調設備工事を実施する予定としています。
- ・新南陽体育センターは、当面の間、「継続利用」としますが、近隣に類似機能を持つ学び・交流プラザが存在することもあり、今後大規模修繕などが必要になった場合は、類似施設への集約化や統廃合も含めて検討していきます。
- ・熊毛体育センター、大道理地区体育館、長穂地区体育館は「継続利用」とし、随時補修を行っていきます。
- ・鹿野総合体育館は「継続利用」とし、随時補修を行っていきます。また、トイレ洋式化の改修工事を検討しています。
- ・学び・交流プラザは、利便性向上を図るため空調設備の整備を進めます。

図表 8 具体的な方針と実施時期（予定）

No.	施設名	主たる建物						一次評価		総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)							
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	取組の優先度		結果	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)		
1	総合スポーツセンター (周南緑地)	30	RC /47年	未経過	新耐震	43.7	全部対応	なし	高い	受益者負担の見直し	長寿命化(使用目標年数60年)	RC築後30年経過	空調改修	PFI事業(LED化・外壁・屋根等改修)				
2	新南陽体育センター	38	RC /47年	未経過	新耐震	50.5	全部対応	土砂・警戒区域	高い	受益者負担の見直し	継続利用	RC築後40年						
3	熊毛体育センター	39	RC /47年	未経過	新耐震	55.2	全部対応	なし	高い	受益者負担の見直し	継続利用	RC築後40年						
4	鹿野総合体育館	33	RC /47年	未経過	新耐震	46.2	全部対応	なし	高い	受益者負担の見直し	継続利用	RC築後30年経過		トイレ改修				
5	大道理地区体育館	18	RC /47年	未経過	新耐震	26.8	全部対応	土砂・警戒区域	比較的高くない	多目的化・受益者負担の見直し	継続利用							
6	長穂地区体育館	31	RC /47年	未経過	新耐震	44.0	全部対応	なし	高い	受益者負担の見直し	継続利用	RC築後30年経過						
7	学び・交流プラザ (交流アリーナ)	7	SRC /50年	未経過	新耐震	17.8	全部対応	洪水・高潮	高くない	多目的化・受益者負担の見直し	継続利用		空調整備					

第 7 章 計画期間

本計画の計画期間は、令和 9（2027）年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料2（第6章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

(1) 個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒	◇ 民間譲渡
		◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い		存在する ⇒	◇ 廃止
		◇ 法律等による設置義務付けなし		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	⇒ 共同利用
		◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス存続	◇ 補助金などの代替施策で対応可能	⇒ 廃止
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 廃止
		◇ 利用実態が設置目的に即していない		建築から30年未満の施設	
		◇ サービス内容が設置目的に即していない		◇ 利用圏域 地域以外 ⇒	◇ 転用
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	地域 ⇒	◇ 地域移譲
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討	◇ サービス存続	◇ 統廃合による施設数の削減 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合
		◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館稼働率	◇ サービス存続	統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒	◇ 統廃合
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒	◇ 継続利用（規模縮小）
		◇ 今後の利用者数が減少見込み		◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（集約化）
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができないか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（共用化）
		◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	※受益者負担の割合の妥当性が低い場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない	◇ 多目的化
					◇ 民間活力の拡大 (指定管理、PFI/PPP)
					◇ 受益者負担の見直し

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化（集約化）	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化（共用化）	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用（現状維持）	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用（規模縮小）	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

図表 10 一次評価結果

項番	施設名	(1)サービス主体の適正化										(2)サービス水準の適正化													
		(1)-1 民間によるサービス提供の事例がある					(1)-2 市内に同様のサービスを提供する国県の施設がある 周辺自治体で、周南市からアクセスの良い場所に同様のサービスを提供する公共施設がある					(2)-1 施設本来の目的が達成されている、施設整備当時と状況が変化している					(2)-2 施設の利用率が少ない、利用者・対象者の減少が見込まれる 同種施設が複数配置されている								
		代替性 民間参入 ①	代替性 民間参入 ③	公共性 必要性 ③	有効性 互換性 ②	評価結果	有効性 互換性 ②	有効性 互換性 ③	評価結果	公共性 公益性 ①	公共性 公益性 ②	公共性 公益性 ③	建築 経過年数 (R4.4.1時 点)	有効性 互換性 ①	評価結果	有効性 利用率 ①	有効性 利用率 ③	有効性 互換性 ②	評価結果						
		行政以外に サービスを提供する 民間事業者等の 存在を確認し、 民間参入の 可能性はどうか。	市が施策を推進する にあたって、市が自ら 運営主体として関与 しなければならない 施設かどうか。	法律等により 設置が義務づけ られているか。	利用圏域の中 で、同様、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	評価結果	利用圏域の中 で、同様、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設	補助金などの 代替策で 対応できる ものか。	評価結果	今日的な視点から、 設置目的の意義が 低下していないか。	利用実態が 設置目的に即した ものとなっているか。	サービス内容が 設置目的に 即したものに なっているか。	建築 経過年数 (R4.4.1時 点)	当該施設の 利用実態から、 利用圏域は どうか。	評価結果	前年度までの 過去3年間の 利用者数の 推移はどうか。	今後の人口減少 社会にあって、 利用者数の 見込みはどうか。	利用圏域の中 で、同様、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設	評価結果	
1	総合スポーツセンター (周南緑地)	可能性がない	関与する必要性は高い	義務付けられていない	存在しない			存在しない			対応不可能		低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	30	広域		3年連続で減少	横ばいの見込み	存在しない				
2	新南陽体育センター	可能性がない	関与する必要性は高い	義務付けられていない	存在する	市有		存在する	市有	学び・交流プラザ	対応不可能		低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	37	準広域		その他	減少の見込み	存在する	市有	学び・交流プラザ		
3	熊毛体育センター	可能性がない	関与する必要性は高い	義務付けられていない	存在しない			存在しない			対応不可能		低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	38	準広域		その他	減少の見込み	存在しない				
4	鹿野総合体育館	可能性がない	関与する必要性は高い	義務付けられていない	存在しない			存在しない			対応不可能		低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	32	準広域		3年連続で減少	減少の見込み	存在しない				
5	大道理地区体育館	可能性がない	関与する必要性は高い	義務付けられていない	存在する	市有		存在する	市有	長穂地区体育館	対応不可能		低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	17	地域		その他	減少の見込み	存在する	市有	長穂地区体育館		
6	長穂地区体育館	可能性がない	関与する必要性は高い	義務付けられていない	存在する	市有		存在する	市有	大道理地区体育館	対応不可能		低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	30	地域		その他	横ばいの見込み	存在する	市有	大道理地区体育館		

項番	施設名	(3)サービス配置の適正化										(4)事業手法の適正化										検討結果一覧表										一次評価結果			
		(3)-1 複数のサービスを集約することで施設の魅力 向上が期待される(利用者が共通、提供サー ビスに関連性がある、世代間の交流が生まれ る、他地域との交流が生まれる など)					(3)-2 施設分類が異なるほかの施設で、同様のサービスを提供して いる 同様の建物やスペースを利用して目的や内容が異なるサー ビスを提供している					(3)-3 施設が比較的新しくスペースに余裕がある					(4)-1 公共施設に係るコストが増加傾向にある等、コスト効率が悪いと判断される 市が直接運営する必要は無く、民間参入が可能であり、その効果が期待できるか					A: 統廃合	B: 複合化	C: 複合化(共用化)	D: 多目的化	E: 継続利用(現状維持)	F: 継続利用(規模縮小)	G: 共同利用	H: 廃止	I: 転用	J: 民間譲渡		K: 地域移譲	民 活の 拡 大	受 益 者 負 担 の 見 直 し
		サービス集約の メリット (メリットあり or 空欄)	建築 経過年数 (R4.4.1時 点)	評価結果	同地域内で、 施設分類が 異なるが同様の サービスを提供 している施設が 複数ある。 ※あれば○	貸館の 稼働率等を 入力	建築 経過年数 (R4.4.1時 点)	評価結果	有効性 利用率 ①	有効性 利用率 ③	延床 面積 (m ²)	建築 経過年数 (R4.4.1時 点)	評価結果	代替性 民間参入 ②	効率性 コスト ①	効率性 コスト ②	評価結果	効率性 コスト ③	評価結果	前年度までの 過去3年間の 利用者1人 当たりの コストの推移は どうか。	前年度の 利用者1人 当たりの コストはどうか。	前年度の収入と 支出の状況から、 受益者負担の 割合の妥当性は どうか。 ※公の施設のみ回答	前年度までの 過去3年間の 利用者1人 当たりの コストの推移は どうか。	前年度の 利用者1人 当たりの コストはどうか。	前年度の収入と 支出の状況から、 受益者負担の 割合の妥当性は どうか。 ※公の施設のみ回答	前年度までの 過去3年間の 利用者1人 当たりの コストの推移は どうか。	前年度の 利用者1人 当たりの コストはどうか。	前年度の収入と 支出の状況から、 受益者負担の 割合の妥当性は どうか。 ※公の施設のみ回答	前年度までの 過去3年間の 利用者1人 当たりの コストの推移は どうか。	前年度の 利用者1人 当たりの コストはどうか。	前年度の収入と 支出の状況から、 受益者負担の 割合の妥当性は どうか。 ※公の施設のみ回答				
1	総合スポーツセンター (周南緑地)		30			30		3年連続で減少	横ばいの見込み	13,054.18	30			期待できる	その他	妥当		不適正(30%未満)	○	受益者負担の見直し														○	「受益者負担の見直し」
2	新南陽体育センター		37			37		その他	減少の見込み	1,061.42	37			期待できる	その他	妥当		不適正(30%未満)	○	受益者負担の見直し														○	「受益者負担の見直し」
3	熊毛体育センター		38			38		その他	減少の見込み	1,649.60	38			期待できる	その他	妥当		不適正(30%未満)	○	受益者負担の見直し														○	「受益者負担の見直し」
4	鹿野総合体育館		32			32		3年連続で減少	減少の見込み	3,903.66	32			期待できる	その他	妥当		不適正(30%未満)	○	受益者負担の見直し														○	「受益者負担の見直し」
5	大道理地区体育館		17			17		その他	減少の見込み	912.12	17	○	D: 多目的化	期待できる	その他	妥当		不適正(30%未満)	○	受益者負担の見直し							○							○	「多目的化」「受益者負担の見直し」
6	長穂地区体育館		30			30		その他	横ばいの見込み	837.39	30			期待できる	その他	妥当		不適正(30%未満)	○	受益者負担の見直し														○	「受益者負担の見直し」

* 令和 2(2020)年以降の新型コロナウイルス感染症拡大による影響は特殊要因として捉え、「有効性 利用率①前年度までの過去 3 年間の利用者数の推移はどうか。」「効率性 コスト①前年度までの過去 3 年間の利用者 1 人当たりのコストの推移はどうか。」については、平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度の利用状況を基準に判定しています。

周南市体育館施設分類別計画

平成31(2019)年3月

(令和5(2023)年3月改訂)

地域振興部 文化スポーツ課

〒745-8655 周南市岐山通1-1

TEL 0834-22-8624

FAX 0834-22-8428

メール ed-sports@city.shunan.lg.jp